

# 個人情報の取扱いについて

特定非営利活動法人  
静岡県介護支援専門員協会

介護支援専門員は秘密保持が課せられる資格である。日本介護支援専門員協会が採択している「介護支援専門員倫理綱領」では、「私たち介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た利用者や関係者の秘密を漏らさぬことを遵守します」と規定し、また「静岡県介護支援専門員協会倫理綱領」においても「私たちは、職務上知り得た個人情報を厳守する」と定め、いずれも個人情報の秘密保持を明確にしている。この基本姿勢は介護支援専門員研修の中においても当然求められる。

以上のことから、演習等における事例の取扱いにおいて個人情報（※注）に対する秘密保持を図るため、静岡県介護支援専門員協会の行う研修の受講者は本取扱いに基づき、演習等の事例を取り扱うものとする。

※注 個人情報の保護に関する法律第2条に規定する「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び個人識別符号が含まれるものとされているが、本取扱いでは死亡した人の個人情報についても事例等で用いる場合は生存者と同様の対応とする。

下記の「1 提出書類作成の留意点について」を参考に、個人が特定されないよう個人情報を記号化する等して提出してください。

## 1 提出書類作成の留意点

研修受講者は、提出書類の作成にあたり、事例対象者、家族、関係者等の個人情報を以下の形で記載する。

また、静岡県介護支援専門員協会が認める、各人が使用している様式を提出する場合は、以下の形で修正し、記載すること。

- 01－個人名や住所はイニシャルを使用せず、アルファベット大文字1文字で、「Aさん」「Bさん」と記号化する。（イニシャルと重ならないようにし、Aから順番に使用する※01）
- 02－電話番号は、〇〇〇-××××、111-1111等、分からないように記号で記載する。
- 03－利用者等の生年月日は、生まれた年のみ、又は年齢のみを記載する。
- 04－個人に関連する都道府県・市町村名や地区名、家族等の具体的な職業名などにも注意する。
- 05－事業所名、病院・施設名などはアルファベット大文字1文字で順番に記載にする。  
(イニシャルと重ならないようにし、Aから順番に使用する※01)
- 06－介護保険をはじめ社会保険に関わる保険者番号、被保険者番号等は記載しない。各種手帳等の番号も同様とする。

[提出書類の具体的な記載例] ※ 記号化したアルファベットは、Aから順番に使用する。

	(誤)	(正)
氏名	例) 鈴木さん→S さん ※イニシャルは×	A さん ※アルファベットで順番に記号化
性別		男・女・その他 ※いづれかを記入
住所	例) 静岡県沼津市→S 県 N 市 ※イニシャルは×	B 県 C 市 ※アルファベットで順番に記号化
電話番号	例) 0 5 4 - 2 5 2 - 9 8 8 2 ※実際の番号は×	○○○-×××× ※記号を記入
生年月日	例) 昭和 7 年 10 月 16 日 ※実際の生年月日は×	昭和 7 年 又は 88 歳 ※実際の生年のみ又は年齢を記入
生活歴	注意！本人の支援に直接関係しない事柄は記載しない。	
出身地・勤務地等	例) 静岡県出身 東京都の会社に勤務 アメリカの大学卒業 ※実際の都道府県名、国名は×	D 県出身 関東地方又は県外の会社に勤務 海外の大学卒業
職歴	例) 「小学校の教員」「建築会社の社長」「農業を営んでいた」 ※実在する勤務先の名称は× 具体的な職種や役職は×	「公務員」、「会社員」、「団体職員」、「自営」等
介護保険情報	保険者／被保険者番号 ※実際の数字・カタカナ等は×  有効期間／要介護状態区分 ※記号は×	○△△○○□□○○△△○ ※記号を記入  例) R 1.10.1～R 3.9.30／要介護 3 ※実際の期間、介護度と記入
社会保険情報	保険者／被保険者番号 ※実際の数字・カタカナ等は×  ※身体障害者手帳等	○○×× ※記号を記入  例) 視覚障害 1 級 ※実際の障害の種類と等級と記入
事業所・施設・病院の名称	※実際の名称は×	例) E 事業所、F 介護保険施設、G 病院 ※アルファベットで順番に記号化
疾患名		例) 心臓疾患、糖尿病 ※実際の名称を記入
担当者等の名前	※実名は×	例) 担当 H 氏、主治医 I 先生 ※アルファベットで順番に記号化
研修受講者本人、所属事業所名・住所		例) 静岡 太郎 ※実名を記入 例) J 事業所・K 町 ※アルファベットで順番に記号化

※01 アルファベットは大文字で記載し、Z の後は小文字、その後はアイウエオと表記する。

## 2 演習時の留意点

事例提供者が演習において、事例対象者の個人情報を取扱う場合は、以下の点に留意する。また、演習参加者（研修主催者／講師／ファシリテーターを含む）も以下の点で個人情報を保護する。

- 01－事例の提出は、郵送等の紙媒体による送付のみとし、ファックス、メールなど電子媒体等の手段で送付しない。
- 02－事例提供者は、演習の際、事例の個人名、住所、事業所名等を明らかにしない。
- 03－事例提供者は、事例の内容が外部に漏れないように留意する。
- 04－演習目的に直接関係のない事項についての発言はしない。
- 05－演習終了後、演習参加者はその内容を一切外部に漏らさない。

## 3 演習等終了後の留意点

研修受講者は演習終了後に事例対象者の情報について以下のように対応する。

- 01－作成した事例は速やかに裁断処理等をして廃棄する。研修主催者も同様に廃棄する。
- 02－データを保存したP C、F D、C D、U S B等の情報は、目的終了後、すみやかに消去する。